

令和5年第2回定例会会議録要旨

- ◆ 出席委員 荒木幸一 海老原千浩 山本憲一 陶山光秀 日高まり子
- ◆ 欠席委員 なし
- ◆ 出席職員（事務局） 児玉和弘 佐藤利明 三好秀敏 川崎昌彦 馬乗園寛子
- ◆ 会議録署名委員指名 海老原千浩
- ◆ 議 案
 - 議案第4号 国富町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
 - 議案第5号 国富町教育支援教室設置要綱について
 - 議案第6号 国富町教育振興基本計画の策定について
 - 議案第7号 令和5年度国富町立小中学校校医の委嘱について
 - 議案第8号 令和5年度国富町立小中学校薬剤師の委嘱について
 - 議案第9号 令和5年度国富町教育相談員の任命について
 - 議案第10号 令和5年度スクールサポーターの任命について
 - 議案第11号 令和5年度国富町教育研究センター研究指導員の任命について
 - 議案第12号 令和5年度スクールソーシャルワーカーの任用について

- ◆ 教育長報告要旨（2月1日～2月28日行事結果）

- 2月25日（土）本庄小学校創立150周年記念式典

本庄小学校卒業生でもあるバイオリニストの山内達哉氏をはじめ5名の演奏家に来ていただき、1年生から6年生まで子どもたちみんなが喜んでいました。

- 2月27日（月）いじめ防止対策委員会

なかなかコロナで開催ができていませんでしたが、久しぶりに委員の方々に集まっていただき、本町のいじめの現状やいじめ防止のための取り組みなどについて報告・質疑応答がありました。

教育長 私からの報告は以上ですが、ご質問はありませんか。それでは議事に入りたいと思います。

議案第4号「国富町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」

（資料に基づき説明）

【原案のとおり決定】

議案第5号「国富町教育支援教室設置要綱について」

教育相談員による悩み相談や、不登校状態にある児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の

補充、基本的な生活習慣の改善を図る適応指導教室を平成19年度から設置しております。ところが、設置の根拠となるものがございませんでした。そこで今回、教室名を「教育支援教室」といたしまして、設置要綱を制定するものであります。要綱第2条にありますとおり、名称を「国富町教育支援教室」、通称「かしのき教室」として定めたいと思います。

(資料に基づき説明)

【原案のとおり決定】

議案第6号「国富町教育振興基本計画の策定について」

教育振興基本計画については、昨年11月25日の総合教育会議で計画案をお示しいたしましたが、その後、くにとみ教育ビジョン策定委員会を3回開催して検討を重ね、策定委員から出た意見を踏まえて修正をしております。

(資料に基づき説明)

【原案のとおり決定】

議案第7号「令和5年度国富町立小中学校校医の委嘱について」

学校医、学校歯科医、学校薬剤師は学校保健安全法第23条の規定により設置するものであります。令和5年3月31日をもって委嘱期間が終了するため、市郡医師会・歯科医師会の推薦をもって新たに新年度学校医の委嘱を行うものです。

(資料に基づき説明)

【原案のとおり決定】

議案第8号「令和5年度国富町立小中学校薬剤師の委嘱について」

市郡薬剤師会の推薦をいただきまして、令和4年度と同じ方々に委嘱するものであります。

(資料に基づき説明)

【原案のとおり決定】

議案第9号「令和5年度国富町教育相談員の任命について」

先ほど議決いただきました議案第5号による教育支援教室設置要綱第4条の規定によりするものであります。教育相談員の業務につきましては要綱の第6条に書かれております。

(資料に基づき説明)

【原案のとおり決定】

議案第10号「令和5年度スクールサポーターの任命について」

スクールサポーターは学校が抱えるさまざまな問題を解決するため、教育活動の支援をいただいております。

(資料に基づき説明)

【原案のとおり決定】

議案第11号「令和5年度国富町教育研究センター研究指導員の任命について」

国富町教育研究センター設置条例施行規則第2条で研究センターの組織と職務が定められています。その中の研究指導員は研究員の指導・助言にあたりと規定されております。

(資料に基づき説明)

【原案のとおり決定】

議案第12号「令和5年度スクールソーシャルワーカーの任用について」

スクールソーシャルワーカーは、いじめ、不登校、子どもの貧困などの課題を抱える児童生徒

及びその保護者に対する支援等を行っていただきます。

(資料に基づき説明)

【原案のとおり決定】

◆その他

◇行事予定について 各課行事予定表に基づき説明

◇令和5年度教育委員会当初予算について 各課資料に基づき説明

教育長 最後に、私の方からですが、以前よりお話しさせていただいておりました中学校部活動の地域移行を含む体制整備について、2月15日に小中学校の全保護者宛に文書を出しました。いろいろな国の動きに伴いまして、県の方も規約等の改正があり、いわゆる拠点校方式が来年度から認められるということで、現在、野球部・バスケットボール部のない八代中・木脇中についても、来年度の新入学生から本庄中学校を拠点校として部活動に参加することができる、という内容のものです。今後子供の数は減っていく一方ですので、そういった中で単独の学校での部活動運営が困難になったとき、廃部や休部にせざるを得ないときにはこういった方式で少しでも子どもたちの機会の確保を進めて行ければと思っています。合わせて、今働き方改革も言われておりますので、地域の指導者の確保も同時進行で進めながら取り組んでいこうと思っています。将来的なこともありますので、周知するために小中学校のすべての保護者に配布をしたところであります。

質問等はありませんか。それでは、これで定例教育委員会を終了します。

(閉会午後3時50分)